

令和3年（行ウ）第5号

石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求事件

原告 金城龍太郎 外2名

被告 石垣市

準備書面1

令和3年8月31日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 伊 東 幸 太



同 吉 本



同 中 村 政



第1 訴状記載請求の原因に対する認否及び反論

1 同1 当事者 について

認める。

2 同2 住民投票実施を求める直接請求 について

第1段落は認める。

第2段落は否認する。市長は、原告らからの請求を受けて、地方自治法に基づき、住民投票条例を市議会に諮ったものの、平成31年2月の石垣市議会で、否決された。

3 同3 石垣市自治基本条例28条の規定及び「逐条解説」の有権解釈 について

て

第1段落、第2段落は認める。

第3段落については、「有権解釈」として拘束力を持つものではないが、当時の石垣市の解釈指針を示したものである。

第4段落（4ページ9行目まで）のうち、逐条解説からの引用部分については認めるが、最後の一文は否認する。本件自治基本条例28条1項及び4項は市長の住民投票の実施義務を課した権利創設規定ではない。

第5段落は否認し争う。市長には、議会に付議し否決した場合であっても住民投票を実施しなければならない義務はない。

4 同4 憲法92条、憲法94条に適合する解釈が必要なこと について

否認し争う。本件自治基本条例28条4項における住民投票の実施にあたって個別の住民投票実施条例を必要と解することは憲法に適合しない解釈であるということはない。

5 同5 制定過程及び立法経緯からして個別の住民投票条例の制定を要しないこと について

否認し争う。原告らは、本件自治基本条例28条1項及び4項の解釈として、市長に対し住民投票の実施義務を課す権利創設規定だと主張するが、解釈として誤っている。市民からの署名を受けて市長が住民投票を実施するには個別の住民投票条例の制定が必要である。

6 同6 市長らの答弁においても権利創設規定であることを明白に認めていること について

否認し争う。原告らは、新聞記事（甲9）や平成30年市議会定例会での質問（甲10）を引き合いに出して、市や市長が、住民投票条例の制定を要せず規則で対応可能であると解していると述べ、本件自治基本条例28条1項及び4項が権利創設規定であることを主張する。また付随して、必要な経費についても原案執行が可能だと主張する。しかし、いずれについても誤った解釈であ

り、本件自治基本条例の解釈として、個別の住民投票条例の制定なくして住民投票を実施することはできない。

- 7 同7 本件自治基本条例の条文間の整合的解釈からしても権利創設規定であることについて

否認し争う。原告らは、本件自治基本条例28条4項が「条例」ではなく「所定の手続き」という文言を規定していることや同42条3項が「必要な事項は別で定める」と規定していることなどを指して、同28条1項及び4項が権利創設規定であると主張するが、これも誤った解釈である。

- 8 同8 結語 について
争う。

第2 被告の主張

- 1 本件に先立ち、貴庁令和元年（行ウ）第14号、第15号石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票実施義務付け等請求事件（以下、「前訴一審判決」という。）（乙1）、福岡高等裁判所令和2年（行コ）第3号住民投票実施義務付け等請求控訴事件（以下、「前訴控訴審判決」という。）（乙2）があった。

原告らの本件提訴は上記事件の蒸し返しに過ぎない。上記各判決は、処分性を欠くとの判断により、訴訟要件を欠くとして却下された。原告らは、前訴で住民投票の実施義務付けが訴訟の対象にならないと判断されたことにより、本件では、住民投票できる地位の確認を求めているが、これはまさに同一の事件について再度審理を求めるものであり濫訴というべきものである。

- 2 行政事件訴訟法4条の実質的当事者訴訟として確認訴訟を行うのであれば、確認の訴えの利益のうち紛争の現実性（即時確定の必要性）が必要であり、これは少なくとも権利・法的地位に不安を生じることで足りるとしても、本件ではそもそも原告らに本件住民投票についての権利・法的地位が生じているとは

いえない。

この点については、前訴一審判決及び控訴審判決においても検討されていたところである。

- 3(1) すなわち、前訴一審判決では、その判決書17ページ3行目から、「原告らは、本件実施条例案と同旨の本件実施規則等の制定が、本件住民投票の実施と一体となって処分に当たると解する余地があるとも主張するが、(略)これらの規則等の制定がされたとしても、それは本件住民投票の実施に先立つ規範定立行為であるにとどまっていて、一般的、抽象的な法的効果を有するにすぎず、いまだ個々の石垣市民に本件住民投票における投票権を直接発生させるものではない」と判断し、現実に本件住民投票についての権利・法的地位が生じていないことを確認した。
- (2) また前訴控訴審判決では、判決書8ページ5行目から「本件住民投票の実施等を請求する権利を有していることが認められるためには、同権利を創設した法令上の規定が存することが必要となる」と述べたうえで、本件住民基本条例の解釈としても、同9ページ4行目から「本件基本自治条例における住民投票は、その案件ごとに定められる条例により実施されるものということになる」、同9ページ22行目から「条例28条は、27条の規定を受けて、同条にいう住民投票についての請求及び発議に関する事項を定めたものと解される以上、27条と整合的に解釈するのが当然であり、28条2項及び3項が条例による住民投票を示していることも併せて考えると、同条1項の請求による住民投票の場合も、条例が制定されることを当然の前提にしていると解するのが整合的である。同条4項の形式的な文言を根拠に、同項が市長に対して条例の制定を前提としない形式による住民投票の実施を義務付けており、住民に対し同義務に相応する住民投票の実施請求権を付与すると解することはできない。」として、住民投票の実施には個別の条例制定が必要であり、市長に対する規則の制定による住民投票を義務付けたものでは

ないことを確認している。このことは、同13ページ7行目からでも、自治基本条例制定過程における「有識者からなる審議会においては、本件自治基本条例で定めることになる住民投票については、地自法及び市議会が制定する個別の案件ごとの住民投票実施条例に定められた手続を経て実施されることになるとの理解に立った」ものと解釈して、同15ページ1行目から「28条1項及び4項については、市長、市議会及び市議会議員において、同条1項に規定された請求に係る住民投票実施条例の制定の可否の審議に当たり、当該請求が有権者の総数の4分の1以上という相当多数の住民の意思に基づくものであることを十二分に踏まえた議論や判断を行うことが期待されており、市長らがそのように政治的責務を負うという意味を持つに留まるのであって、それ以上に更に進んで、市長に対し住民投票を実施すべき義務を課す規定であると解することはできない」として、市長に対する法的な義務としての住民投票実施を義務付けないことを確認した。

結論として、同15ページ16行目から「したがって、条例28条1項及び4項は、石垣市の住民に対し、市長に住民投票の実施（同実施のために必要な手続き行為等を含む。）を請求することができる権利を創設した規定であると認めることはできない。そのほか、住民に上記請求権を創設したものと認められる法令規定はない。」としている。

従って、自治基本条例その他によっても、原告らに本件住民投票についての権利・法的地位はないのであるから、本件確認の訴えは訴訟要件を欠くものとして却下されるべきである。

以 上